

特記説明事項（共通）

1. 暴力団等の排除について

- 1) 請負者がこの契約の履行期間中に色麻町入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- 2) 請負者は、排除要綱別表各号に該当し、本町から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負をさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- 3) 請負者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

尚、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講ずる。

2. 建設業法の遵守

- 1) 建設業法に違反する一括下請、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 2) 本工事の実施にあたり、的確な施行を確保するため下請契約を締結しようとする場合は、一部下請負通知書を提出し承認を得ること。

この場合、元請・下請関係の合理化が図られるよう「宮城県建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」の趣旨に準じ、適正な下請選定、合理化な下請契約の締結、下請代金支払い等の適正な履行、下請における雇用管理等についての指導を行い、本要綱の遵守に努めること。

- 3) 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、請負業者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る）を配置すること。

4) 上記のほか、建設業法に抵触する行為は行わないこと。

3. 労働基準法及び労働安全衛生法の遵守

- 1) 労働基準法第89条に定める就業規則及び同法第108条に定める賃金台帳を整備するとともに適正な賃金の確保を図り、下請業者に対しても適切に指導すること。
- 2) 法定労働時間（週40時間）を遵守し、休日の確保及び労働時間の短縮に配慮すること。
- 3) 労働災害防止は、建設業の第一の目標であり、社内、関係機関と十分協議、打ち合わせを行い、その防止に万全を期すとともに、下請業者に対しても適切に指導すること。
- 4) 上記のほか、労働基準法及び労働安全衛生法に抵触する行為は行わないこと。

4. 建設業退職金共済制度

- 1) 工事の施工にあたり、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象となる労働者を雇用する場合は、共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に貼付すること。
- 2) 下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用す

る建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により支給、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入し、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

3) 工事契約締結後1ヶ月以内に発注者用掛け金収納書を提出すること。また、工事請負契約額の増額変更があった場合等において共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

尚、建退共対象労働者を使用しない場合は、「共済証紙を購入しない又は購入遅延の理由書」を提出すること。

5. ダンプトラック等による過積載の防止等

- 1) 工事用資材の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。
- 2) 資材の購入に際しては、資材納入業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を行うとともに、運搬車等による交通事故を防止するため、過積載を行っている納入業者からは購入しないこと。
- 3) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造したダンプカー等が工事現場に入りすることのないようにすること。
- 4) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 5) 下請契約の相手方又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関し、ダンプ トラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- 6) 不法無線局を搭載した トラックやダンプカー等が工事現場に入りすることのないようにすること。

6. 舗装単独工事の自社施工について

舗装単独工事（アスファルト）においては、表層工、上層路盤工を自社施工しなければならない。但し、特殊工法部分についてはこの限りでない。

7. その他関係法令の遵守

上記のほか、工事を施工するにあたり、関係法令に抵触する行為は行わないこと、